

7 西市市第1269号
令和7年10月3日

西東京市個人情報保護審議会会长 殿

西東京市長 池澤 隆史

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について（諮問）

西東京市個人情報保護法施行条例（令和6年12月17日条例第31号。以下「条例」という。）第10条第2項第4号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 濟問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第27条で規定する指針（特定個人情報保護評価指針をいう。以下「指針」という。）に基づき、法第28条において、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することと規定されている。また、指針において、事務の対象人数が30万人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価を行うことと規定されている。本市の住民基本台帳に関する事務について、この度、指針の規定に該当し、基礎項目評価に加えて全項目評価を行う必要が生じたことから、別添特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）を定めることになった。このことについて、評価書の妥当性及び適切性について諮問する。

2 濟問理由

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、対象となる人数（件数）が現存する市民に加え、過去に市民であった住民データも含め30万人を超過したことから、指針第5「2 しきい値判断」の規定により、これまでの基礎項目評価等に加えて全項目評価を実施する必要がある。全項目評価を行うに当たっては、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適當と認められる者の意見を聴くものとされていることから、本市においては西東京市個人情報保護審議会が該当することから、条例第10条第2項第4号の規定に基づき諮問するものである。

3 特定個人情報保護評価書の主旨

特定個人情報保護評価書は、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものである。

4 対象となる特定個人情報保護評価書

別添のとおり

【項目】 全項目評価書
【評価書名】 住民基本台帳に関する事務
【評価実施機関名】 西東京市長
【公表日（予定）】 令和7年10月3日

5 評価書の主な内容

I 基本情報	
	<p>【主な内容】</p> <p>対象となる事務の内容や対象となる人数のほか、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムの名称や機能、特定個人情報ファイルを取り扱う理由などの説明</p>
II 特定個人情報ファイルの概要	
	<p>【主な内容】</p> <p>取り扱う特定個人情報ファイルの内容のほか、情報の入手方法や使用方法や特定個人情報ファイルを取扱う委託事業者の情報や取り扱い内容、特定個人情報の保管・消去の方法などの説明</p> <p>【ファイルの種類】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 住民基本台帳ファイル(2) 本人確認情報ファイル(3) 送付先情報ファイル(4) 証明書コンビニ交付ファイル
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	
	<p>【主な内容】</p> <p>各特定個人情報ファイルに関するセキュリティリスクについて、その管理方法やリスクに対する措置について、委託している事業者における対策や情報制限などについての説明</p>
IV その他のリスク対策	
	<p>【主な内容】</p> <p>特定個人情報保護に関する自己点検や監査、職員に対する教育や啓発について説明</p>

V	開示請求、問合せ
	<p>【主な内容】 所管部署や問い合わせ先などの情報</p>
VI	評価実施手続
	<p>【主な内容】 国民・住民等からの意見の聴取の方法や、第3者による点検及び個人情報保護委員会の承認についての記載</p>